

被保険者各位

公告 第04-11号

令和5年3月1日

平和堂健康保険組合

理事長 夏原 行平

令和5年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項に規定する令和4年9月30日における当組合の全被保険者の報酬月額を平均した額232,853円を任意継続被保険者の報酬月額とみなした時の標準報酬月額は下記の通りであるので公告します。

記

1. 任意継続被保険者の標準報酬月額

19 等級 240,000 円

2. 上記標準報酬月額の適用開始日

令和5年4月1日～

以上